

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆

第九号)(衆議院提出)要旨

本法律案は、平成十七年から始まった「国連持続可能な開発のための教育の十年」に係る取組、学校における環境教育の関心の高まり等を踏まえ、環境教育の一層の充実及び各主体間の協働取組の推進が重要であることに鑑み、環境の保全のための国民の取組を一層促進するため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、法律の題名を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」と改めることとする。
- 二、各主体間の協働取組を推進するため、法律の目的等に協働取組の推進を明記するとともに、国及び地方公共団体は、国民、民間団体等の多様な主体の意見を政策形成に反映するよう努めるものとする。また、国又は地方公共団体及び国民、民間団体等は、環境保全に係る協定締結等を行うための協議会を設置することができることとする。

三、学校教育及び社会教育における環境教育の推進を図るため、国及び地方公共団体は、環境保全に関する

体験学習、教育職員の研修、資料等の情報の提供、学校施設等の整備等において、必要な措置を講ずるものとする。

四、環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組を行う国民、民間団体等を支援するため、主務大臣は、特定非営利活動法人等の民間の団体を環境教育等支援団体として指定することができることとし、また、土地又は建物の所有者等は、その土地又は建物を自然体験活動等の場として提供する場合には、都道府県知事の認定を受けることができることとする。

五、この法律は、一部を除き、平成二十三年十月一日から施行する。